（多重化）

第五十八条　符号化信号は、第三条第一項に規定されるもののほか次の各号により伝送するものとする。

一　符号化信号は、パケットにより多重するものとする。

二　符号化信号は任意の長さでグループ化し、その構成はＩＰパケット又は別表第六十号に示す圧縮ＩＰパケットによるものとする。

三　ＩＰパケット又は圧縮ＩＰパケットによる情報は、別表第六十一号に示すＴＬＶパケットにより伝送する。

2　符号化信号のうちＴＬＶパケットにより伝送されるものの伝送制御は、次の各号に定める伝送制御信号により行うものとする。

一　変調周波数その他伝送路の情報と放送番組を関連付ける情報を伝送するＮＩＴ

二　放送番組番号を識別するサービス識別子とＩＰパケット又は圧縮ＩＰパケットとを関連付けるＡＭＴ

3　前項に規定する伝送制御信号の構成は、セクション形式によるものとする。

4　圧縮ＩＰパケット及びＴＬＶパケットの送出手順並びに伝送制御信号の構成については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（搬送波の変調）

第五十九条　搬送波を変調する信号は、伝送主信号、伝送ＴＭＣＣ信号、フレーム同期信号、スロット同期信号及び電力拡散信号を加算した信号点配置情報（以下「伝送信号点配置信号」という。）とし、その構成については別表第六十二号に示すとおりとする。

2　搬送波の変調の形式は、伝送主信号及び伝送信号点配置信号については二分のπシフト二相位相変調、四相位相変調又は八相位相変調とし、伝送ＴＭＣＣ信号、フレーム同期信号及びスロット同期信号については二分のπシフト二相位相変調とする。

3　搬送波を変調する信号の通信速度は、毎秒三二・五九四一メガボーとする。

4　搬送波の絶対位相偏位は、別表第六十三号に示すとおりとする。

5　搬送波の帯域制限を行うろ波器の周波数特性は、別表第六十四号に示すとおりとする。

（伝送主信号）

第六十条　伝送主信号は、主信号（ＴＳパケットの先頭の一バイトを除いたものを連結したもの又はＴＬＶパケットを連結したものをいう。以下この条において同じ。）及び主信号に関する情報（以下「スロットヘッダ」という。）に、誤り訂正外符号及び伝送主信号のビット数の調整のために付加される信号（以下「スタッフビット」という。）を付加し、電力拡散信号を加算した信号に対して誤り訂正内符号化した信号（以下この節において「スロット」という。）を単位として生成される信号であり、その構成は別表第六十五号に示すとおりとする。

2　伝送主信号の誤り訂正は、別表第六十六号に示すＢＣＨ符号とＬＤＰＣ符号を組み合わせた方式とする。

（伝送ＴＭＣＣ信号）

第六十一条　伝送ＴＭＣＣ信号はＴＭＣＣ信号に電力拡散信号を加算し、誤り訂正内符号化した信号であり、その構成及び送出手順は別表第六十七号に示すとおりとする。

2　伝送ＴＭＣＣ信号の誤り訂正は、別表第六十八号に示すＢＣＨ符号とＬＤＰＣ符号を組み合わせた方式とする。

3　ＴＭＣＣ情報の構成については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（映像信号の符号化）

第六十二条　映像信号のうちＴＬＶパケットによるものの送出手順について総務大臣が別に告示で定める場合は、それに従うものとする。

2　第四条第一項の規定は高度広帯域伝送デジタル放送には適用しない。

（映像信号等）

第六十三条　映像信号のうちＰＥＳパケットによるものは、輝度信号並びに色差信号から成るものとし、別表第六十九号に掲げる方程式によるものとする。

2　映像信号のうちＰＥＳパケットによるものの輝度信号及び色差信号の標本値は、八桁又は十桁の二進数字によって量子化を行うものとする。

3　映像信号のうちＰＥＳパケットによるものの映像の走査は、水平方向には左から右へ、垂直方向には上から下へ一定速度で行うものとする。

4　映像信号のうちＰＥＳパケットによるものの映像の走査線数、有効走査線数、走査方式、フレーム周波数、フィールド周波数、画面の横と縦の比、水平走査の繰返し周波数、標本化周波数（輝度信号及び色差信号）、一走査線当たりの標本化数（輝度信号及び色差信号）、一走査線当たりの有効標本化数（輝度信号及び色差信号）、ろ波特性、水平同期信号及び垂直同期信号は、別表第七十号に示すとおりとする。

（音声信号の符号化）

第六十四条　音声信号のうちＴＬＶパケットによるものの送出手順について総務大臣が別に告示で定める場合は、それに従うものとする。

（音声信号）

第六十五条　音声信号のうちＰＥＳパケットによるものの最大入力音声チャンネル数は、二十二チャンネル及び低域を強調する二チャンネルとする。

2　第七条第四項の規定は、高度広帯域伝送デジタル放送には適用しない。

（準用規定）

第六十六条　第十七条、第三十条第一項及び第五十一条の規定は、高度広帯域伝送デジタル放送について準用する。

第六章　一二・二ＧＨｚを超え一二・七五ＧＨｚ以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送

第一節　通則

（適用の範囲）

第六十七条　この章の規定は、一二・二ＧＨｚを超え一二・七五ＧＨｚ以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送に適用があるものとする。

第二節　狭帯域伝送方式

（適用の範囲）

第六十八条　この節の規定は、狭帯域伝送方式による標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送（以下「狭帯域伝送デジタル放送」という。）に適用があるものとする。

（周波数帯幅等）

第六十九条　使用する周波数帯幅は、二七ＭＨｚとする。

2　搬送波の周波数は、周波数帯幅の中央の周波数とする。

（搬送波の変調）

第七十条　搬送波の変調の形式は、四相位相変調とする。

2　搬送波を変調する信号は伝送信号とし、その信号の伝送速度は、毎秒四二・一九二メガビットとする。

3　搬送波の絶対位相偏位は、別表第五十四号2で示されるＰ０、Ｐ１の符号がそれぞれ「〇」、「〇」のときを基準として、「一」、「〇」のとき（＋）九〇度、「〇」、「一」のとき（－）九〇度及び「一」、「一」のとき（＋）一八〇度とする。

4　搬送波の帯域制限を行うろ波器の周波数特性は、別表第五十二号に示すとおりとする。